

葵東発展会 会則

(名称・事務局)

- 第1条 本会は葵東発展会と称し葵東に在住し発展に同意する者を似て組織する。
- 第2条 本会の事務所を発展会長宅に置く。
- 第3条 本会は葵東町の繁栄発展と商工業者の地位向上及び会員相互の親睦を図る事を目的とする。

(目的)

- 第4条 本会は**第3条**の目的を達成する為に次の事業を行う。
- (1) 本会並びに会員の共通の問題解決への努力をする。
 - (2) 本会運営に対する指導及び調査研究。
 - (3) 経営の合理化、設備の近代化に必要な共同事業の促進。
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2年任期)
 - (2) 副会長 2名 (2年任期)
 - (3) 会計 (事務局) 2名 (2年任期)
 - (4) 監査 2名 (2年任期)
 - (5) 理事 若干名 (2年任期)
 - (6) 評議員 若干名 (1年任期) <毎年各ブロック (部・組) より1名選出>

(役員の仕事)

- 第6条 役員は次の各号により職務を遂行する。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し会務を掌握し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計は本会の庶務と会計を担当する。
 - (4) 監査は会計ならびに会務を監査する。
 - (5) 評議員、理事は本会運営上の重要事項を審議する。

(会議)

- 第7条 本会の会議は次の通りとする。
- (1) 総会 (定期総会は年一回開催する。)
 - (2) 役員会 (評議委員会) 三役・理事・評議委員・監査役 <年数回以上開催>
 - (3) 三役会 (会長・副会長・会計) 毎月開催する。

(役員の資格・選任)

- 第8条 役員は本会の会員になることを要し総会において選任する。また再任を妨げない。会長及び各役員の選任方法及び役員手当てについては**別に定める**。

(相談役、顧問)

- 第9条 本会に顧問・相談役を置く事ができる。
顧問・相談役は会長が役員会の承認を経て推薦任命することができる。

(会 員)

第10条 本会の趣旨に賛同し入会を希望するものは役員会（評議員会）の承認を経て入会を認める。会員構成（会費・入会金）については別に定める。

- (1) 特別会員
- (2) 正会員
- (3) 準会員（協力会員）

第11条 本会は**第1条及び第3条**の目的に反する会員は役員会（評議員会）の承認を経て脱会を求めることができる。

第12条 本会員はいつでも**会議録、議事録、会計簿**の閲覧がいつでもできる。また会長はいつでも上記の記録を常備し保管しておかなければならない。

（本会財源）

第13条 本会の経費は会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

（会計期間）

第14条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

付 則

昭和27年8月に葵町商工会として46店（事業所）の加入で発足。

本規約は昭和43年5月11日より施行する。

平成7年6月3日一部変更追加する。

平成18年5月25日一部変更追加する。

平成20年6月10日一部変更追加する。

細 則 慶弔費等はその都度、三役会（会長・副会長・会計）にて協議し決定する。